

私立大学経営の問題点

板 橋 菊 松

新制大学制度の苦悩

最近わが国では早稲田騒動の影響もあって、私立大学関係の論議がさかんになり、特に私立大学の経営面に各界から相当厳しい批判が向けられているのは、私立大学の経営にまだ若干割り切れない疑惑があるからである。この機会に、私が平素考えている私立大学経営の問題点を、綜合検討し、本誌を通じて公表する。

わが国の教育制度は、戦後アメリカのデモクラシーによって抜本的に変革され、殊に大学は国公立を問わず、齊しく新制大学として四年制に切りかえられた。この四年制は、アメリカ式の中等教育上級の二年と、高等教育下級の二年を合

せたジュニア・カレッジであつて、しかも、それは珍らしくも『人間形成』という一般教育課程を重点的に取り入れたものであつた。したがつて、当時すでに「これが果してわが国の実情にふさわしい大学教育機関として適切であるかどうか」が危ぶまれ、一般にはやはり行き過ぎたものという感じが濃厚であつた。

私はかつて新制大学をわが国民性からみて「高等学校を卒業した者は、誰でも背烈な試験地獄を突破し、あこがれの大学にめでたく入学ができる」と、素朴ながらも大学生になつたことに誇りをもつ。その大学生が大学の専門科目とは別の高等学校の補習科程度のような授業を受けては、實際やるせない気もちがするだろう」と述べたことがある。近刊の『朝日

新聞』の紙上で、慶応義塾大学の池田弥三郎教授も私と符節を合わせたように「激しい入学試験を通り抜けて、あこがれの大学に入る。だが、そこで行われている授業は少しも大学らしくない。中学や高校で学んだことが、また繰返されている。こうして学生は不満を感じ、学生運動その他にはけ口を見つける」と論じておられる。こうした新制大学の在り方は、私立大学経営面ばかりでなく、その教学面でもとかく問題になっていて、わが国の新制大学制度が曲り角にきている苦悩の一つでもある。

特殊公益財団法人

さて、私立大学経営の問題点であるが、これを便宜上三つに区分すると、第一は私立大学の实体について、第二は私立大学の資産及び経理状況について、第三は私立大学の経営難についてである。

わが国の私立大学は、前述した教育制度の抜本的変革によって、法律上厳然として特殊公益財団法人である学校法人を設置者とするに改組された。この改組は、過去久しい間私塾的な「私学の自主性」をもっていることを自慢にしていた私立大学が、改めて学校法人を設置者とし、国立大学と同じ公共性をもつ、学校法人立大学に生れ変わったことを意味する。したがって、学校法人立大学は国立大学と共に『国の教育実践の場』として、憲法第八十九条には「公の支配」に属する教育事業を行なうものであることが公認され、先年来す

でに僅少でも国からの補助も受けている。これほど明確に公共化された私立大学を、私立学校法が旧態のまま「私立学校」と称し、また「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高める」などと作文して定めたのは、同法を立案立法した者の法制的過失であつたばかりでなく、かかる法制的措置が、今なお私立大学を単なる「私塾か私学校か」の如くに誤解曲解させている、罪は大きい。

学校法人の大学管理権

私立大学の实体はあくまでも学校法人立大学であつて、学校法人立大学が学校法人の管理下にあることは、もはや議論の余地なく、あたりまえのことである。ただそれが一般によく徹底して理解されていないために、法人側と大学側がとかく対立し何かと紛争を惹き起しやすいためである。私立大学が学校法人の管理下にあることは、国立大学が国の管理下にある、公立大学が地方公共団体の管理下にあることと変りがないけれど、国や地方公共団体の場合は、それぞれの大学を所管庁として監督し、その経費は全部税金でまかなっている、直接これといった大学管理の業務らしいものを必要としない。ところが、私立大学では学校法人と大学が二にしているのよう一体化していて、学校法人において大学を管理経営し、その経費を全部まかなわなければならない。そしてもし収支計算に赤字が出たならば、自力にて赤字補填の金策までも引受けなければならない。これは私立学校法第二十五条

にはつきりと「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない」と規定し、学校法人が仮にも任意に取計らうことを許さず、文部省が定めた基準に従わなければならないことになっているからである。今次の大学基準の改正によると、私立大学の経費は現在以上に膨張し、学校法人の責任と義務はいよいよ重且つ大であるといわれている。

理事長の責任と義務

学校法人の責任と義務がいよいよ重且つ大であるということは、学校法人の理事長―学校法人を代表する理事長の責任と義務がいよいよ重且つ大であるということである。私立学校法では、学校法人の各理事は学校法人を代表するように定めているが、これでは学校法人の運営上何かと差障りがあるため、先年文部省が考案した学校法人の新しい寄付行為では、理事長以下の者には代表権がないと改めて、今日に及んでいる。もっとも、学校法人において特別の必要ありと認めるときは、随時各理事の代表権を制限しうることもちろんであるが、学校法人の多くは最初から各理事の代表権を制限し理事長のみを代表者とする旨定めているようである。

私立大学の実体が学校法人立大学であるとして、私立学校法を正しく解釈するならば、学校法人の理事長は学校法人を代表し、その設置した私立大学を管理する管理全権をもって

いる。ところが、私立大学の実体が学校法人大学であることを認識しない私立大学の学長は、その権限を国立大学の学長のそれの如く錯覚過大視して、事あるごとに紛議を重ねている。この実例は少くない。学校教育法第五十八条に定めた「学長は、校務を掌り、所属職員を統督する」という学長の権限は、国公立大学の場合大して問題になることもないが、私立大学の場合は学校法人の理事長のそれと対立し、あるいはそれ以上のように考えられて面倒である。私は私立大学の学長が学校法人の理事を兼ねていても兼ねていなくても、その権限は前掲学校教育法の「校務を掌り、所属職員を統督する」限りにおいて、学校法人の理事長から委任されたとみるべき大学管理権であると解している。しかし、私立大学が永年国立大学に奉職した経験者を学長に迎えたときは、その学長は全くもって私立大学実は学校法人立大学ということをわきまえず、学校法人の理事長との間にいざこざが絶えない。

それでも、私立大学の実体が学校法人立学校であることは法制上当然の理である。当然の理でありながら、これが一般に広く理解されていないのは、何んというても、私立大学の経営面における大きなマイナスである。

大学経理を公開せよ

第二の問題点、私立大学の資産及び経理状況について、私立学校法が私立大学の設置者を特殊公益財団法人の学校法人と定めながら、その財団基金設定にふみ切れなかったのは、

実際大きな手帳かりであった。私立大学の収支勘定の処理には、現実に会計学上種々改善すべき点もあろうが、それは必要ある場合必ず公示公開されなければならない。ある大学によつては、その財産目録を始め経理書類のすべてを極秘に扱かつて、成るべく校地校舎の面積や専任教員と学生の実員数を他人に知らせたくないらしいが、私立大学を管理する学校法人は、設立時に財産目録を作成し、これを常に各事務所に備え置かなければならず、また毎会計年度の終了の後二月以内に必ず財産目録を作成し、これも常に各事務所に備え置かなければならない。福田繁・安場弥両氏の共著『改訂私立学校法詳説』をみると、「財産目録等を備え付ける理由は、学校法人の資産状況、経理状況等を公示し、取引上の便宜に資するためである」(第一七九頁)と解説してある。これによれば、学校法人の資産及び経理状況は取引上の便宜に資するためにのみ公示しなければならないようであるが、しかし、私立大学が学校法人立大学として、国立大学と同じ公共性をもつ『国の教育実践の場』である以上、法律が殊さら明文をもつて、私立大学の経理を公示公開することを強要しなくても、私立大学の方から自発的に進んで、出来る限り公示公開する用意があつて然るべきである。

私立大学の学長が「大学の経理内容は公開しない」と頑張つているとすれば、それは反つて痛くない腹(痛い腹?)をさぐられるおそれがある。私が私立大学の資産及び経理状況を公示公開を主張する所以のものは、私立大学―学校法人立

大学には、仮にもいまいましい『秘密』があろうはずがないと信じるからである。

経営難と収支勘定

第三の問題点、私立大学の経営難についての考え方は、先年来全私学が要望している『私学に対する国庫助成』の成否にかかわる。したがつて、私も特に慎重に由つて来るところを検討してみたが、ここでは全私学一般の経営難にふれず、もっぱら私立大学当面の経営難問題について、遠慮会釈なく論評しようと思う。

近年、私立大学といえは経営難、経営難といえは私立大学、私立大学の経営難が險にかぶ、経営が苦しいから、授業料を値上げする、値上げしないではいられないらしい。しかし、私立大学の要望する国庫補助が、徹頭徹尾「私立大学の経常費に対する国庫補助」に限定されていることに、厳しい批判がある。私立大学は、ただ経常収入をもつて経常支出をまかなえないというだけで、その経営が苦しいというのか。私の専攻の経済法制―会社更生法では、会社の「窮境」というのは、アメリカの法律用語“*Inability to pay the debts*”に該当する経営的窮境であつて、それは、会社の総収入をもつて総支出をまかなえないという収支勘定に赤字の出た場合である。会社と私立大学を比較するのはおかしいが、私立大学にしても、その経常収入と臨時収入を合わせた総収入をもつて、経常支出と臨時支出を合わせた総支出をまかなえない

というなら、その経営難は誰でも首肯できる。ところが、私立大学は殊さら経常費にこだわっている。経常費といっても、私立大学が経常収入として処理している学生納付金の中には(一)入学金と授業料(二)入学金と授業料と施設拡充費(三)入学金と授業料と寄付金(四)入学金と授業料と施設拡充費と学債といったようなものがあり、この外を受験料の処理なども、大学によってまちまちのようである。

なおここで一言ふれておかねばならないことは、例の私立大学が募集する寄付金である。この種の寄付金収入が、五億十億、二十億という高額に達しても、現在はまだ大蔵省が認可の際その用途を狭く制限するから、それが余っても経常収入の方へ繰入れることはむづかしいが、しかし、臨時収入はそのまま臨時収入として処理し、経常収入はそのまま経常収入として処理するならば、私立大学の臨時収支が黒字でも、その経常収支は赤字である。経常収支の赤字が消えなければ、それだけでもって私立大学は経営難であるといっているものだろうか。

私は、私立大学の経営難、私立大学の経営が苦しいことをただその経常収入をもって経常支出をまかなえないという収支勘定のみでは、何かそこに「からくり」でもあるように疑われていけないと思う。私立大学が経営難を理由として、今後寄付金を募集し、更に関頭馬を御して国庫助成を要望するならば、冷静に前述した私立大学経営の問題点にからむ疑惑を考え合せて、先ず私立大学の実体は学校法人立大学であ

る、学校法人立大学は国立大学と同じ公共性をもつ『国の教育実践の場』であることを認識して、自ら省りみ自ら戒しめて、その経営の正常化を企図することが何よりも急務であらねばならない。

附言 本稿は限りある紙面において、先ず私立大学が正真正銘の学校法人立大学であることを明確にし、学校法人の理事長の権限と私立大学の学長のそれを原則的に論評したに過ぎない。しかし、私立大学の実態面では大学によって何かと御都合主義に解釈され、その教授学生までが経営に参加容喙しようとする悪傾向さえある。要は私立大学をまだ私塾か私学校のように誤解し、そして私立大学にまだ私塾的な『私学の自主性』でもあるように考えられている現状のままでは、一事が万事、私立大学経営の問題点はますますつれて複雑になるばかりである。

(学校法人関西大学顧問、大阪学院大学
協議会議長・教授、経済学博士)

国と私学と学生と

一

昨年は慶応義塾、今年は早稲田大学と、わが国における一流私学と称されている両大学において、あい次いで学費値上げ問題から、大学と学生の間トラブルが惹起したのである。そして、これらの紛争はジャーナリズムに大きくとり上げられ、今や私立大学問題はわが国の社会問題としてクロージアップされたといえる。しかし、ジャーナリズムのとり上げ方は、かかる紛争をともしれば学校側の対処のまずさとか、一部学生の政治的偏向とかいった現象面にのみ問題を集約しがちである。

もちろん、私立大学の教育に対する姿勢、あるいは学生運動の在り方について問題があることも否定できない。しかし、そうした問

題点が是正されたとしても、私立大学が現在かかえている問題が解消するとはいえない。むしろ、私立大学の紛争は、わが国の大学教育制度に内在する根本的矛盾の露呈である。昨年、文部省が発行した「わが国の教育水準」なる書物のなかに「わが国の教育は、量的にも質的にもかなり高い水準にあると一般に考えられ、とくに諸外国においてその評価は高い」と述べている。そして、先進国家における高等教育進学数の統計をあげている。

第一表が示すように、わが国の高等教育進学数の該当年令人口に対する比率は、アメリカに次いで高いことは事実である。しかし、わが国の大学数および学生数において私立大学がその七〇パーセントを占めている。その私立大学が、教育・研究条件において十分でないことはわが国の将来にとって重要問題で

あるといえる。昭和四十年度的における設置者別の大学数および学生数を示すと次のごとくである。(第二表参照)

二

現在、世界各国における大学教育に対する文教行政は、サポート・ノーコントロールという方向をとっている。教育と研究という課題をになっている大学は、国家がそれを直接の監督下に置くよりも、一般行政の枠外に置いた方がよいということである。そして、このことは人類が永い歴史的経験によって到達したものであるといえる。国家が大学に財政的援助をすれば、これをコントロールしなればならないという思考は、十九世紀の国家教育独占主義の思考であって、それは古き皮袋にすぎない。東京教育大学教授の梅根悟氏

駒井 四郎

第1表 主要国における高等教育進学者数の
該当年令人口に対する比率

国名	年度	高等教育入学 該当年令人口	高等 進学者数	高等 進学者率
日本	1963	1,770,483人	277,301人	15.7%
アメリカ 合衆国	1963	...	...	38.1
イギリス	1962	...	...	8.4
西ドイツ	1961	939,000	61,000	6.5
フランス	1962	548,300	66,225	12.1

(文部省「わが国の教育水準」昭和39年度)

第2表 設置者別大学数・学生数その他(昭和40年度)

区分	学校数	学生数	教員		職員数
			本務者	兼務者	
国立	73	238,380	29,828	6,974	47,749
公立	35	38,277	5,089	1,606	9,180
私立	209	661,899	22,528	17,179	27,319
計	317	937,556	57,445	25,759	84,248

(文部統計連報 No. 110)

第3表 主要国家の教育費

区分	年次	学生1人当りの 高等教育費	公教育費における 大学教育費の割合
日本	1962	267,982円	11.5%
アメリカ	1962	706,968	20.7
イギリス	1960	843,769	16.4
西ドイツ	1961	643,769	18.3
ソビエト	1962	309,680	16.4

(文部省「わが国の教育水準」昭和39年度)

は、国立大学の私学化を提唱しているほどである。

二十世紀後半における飛躍的な技術文明の発展は、社会の構造変化のテンポを速め、国家・社会の大学に依存する度合いが増大している。また、大学もその研究・教育条件を整えるために、国家・社会の援助を益々必要としているのである。したがって、私立大学は十九世紀的私的自由教育にとどまることがで

きないことは、世界の教育行政の方向が示すところである。アメリカのジョンソン大統領は、その年頭教書において、私学と州立大学の充実のため財政援助の必要性を力説している。また、英国のウィルソン首相も、ロビンソン報告に基づいて英国大学の拡充計画を進めている。

このように世界的に大学に対する文教行政が躍進しているときに、わが国の私学振興政

策が遅々として進んでいないことは、わが国の大学教育と研究の問題として、慨嘆せざるを得ない。昨年、慶応の学費問題紛争を契機として、政府は臨時私立学校振興方策調査会を設置した。しかし、その討議内容の経過はわが国の文教行政の姿勢が確立していないために、私学助成の技術論に終る心配があるということである。それでは、社会と国民が要望する私学振興について抜本的改革は望めないであろう。わ

れわれは調査会が、政府の文教行政の貧困を隠蔽する隠れ簍にならないように積極的にはたらかさける必要がある。

現代の大学は、そのスタッフおよび施設において高い水準のものがなければならないことは論ず

るまでもない。そして、それを裏付ける財政も多額のものが必要である。多少古い資料であるが、先進諸国における大学生一人当りの公教育費を示すと第三表の如くなっている。

この数字が示すように、わが国の国立大学の学生一人当りの経費は諸外国に比較して低い。そして、公教育費において占める大学教育費が低いことは、私立大学がわが国において七〇パーセントを占めている理由によるものである。そして、昭和三十七年のわが国の国立大学の学生一人当りの経費は、二六七、九八二円であるが、昭和四十年はこうなっているであろうか。昭和四十年度の国立学校運営費は一、二一九億円、文教施設費は三三二億円となっている。国立学校運営費は、さらに運営費九三三億円、附属病院費二五八億円、附置研究所費一二九億円に分かれている。運営費を国立大学の学生数で割ると一人当たり約三九万円となり、附属病院費、附置研究所費、施設費を含めると学生一人当たり約六十六万円となる。

これに対して昭和四十年度の私立大学に対する国家の援助は、私立大学研究設備助成補助金一一億三千万円、私立大学等理科特別助

成金一九億四千万円であるから、私学の学生一人当りの公費援助は四、六〇〇円といった誠に僅かなものである。国立大学で大学教育のために学生一人当たり五〇万円前後の経費が必要とするならば、私立大学においてもそれに等しい経費が必要であることは自明である。戦後の教育法規は、私学がわが国の系統的学校教育制度の中に組入れられ、公共的なものであることを規定している。したがって、私立大学は、国公立と同様に教育基本法、学校教育法、大学設置基準の適用を受けているのである。

国民の所得水準も高く、多額の基金をもち、私学に対する寄附金の免税措置が大幅に認められているアメリカにおいても、最近、私立大学が洲、連邦およびその他の公的機関からの財政援助に依存する割合が増大し、私立大学はその財政において、三〇パーセントの

第4表 私立大学授業料の推移

年度	文 科 系 (a)		理 科 系 (a)		医 ・ 歯 系 (a)		そ の 他 (a)		合 計(平均) (a)		消費者 物価指数	昭和10年を1.0 とした場合	
	円	()	円	()	円	()	円	()	円	()		消費者 物価指数	授業料 指 数
30	18,993	(100)	24,044	(100)	30,706	(100)	18,136	(100)	20,893	(100)	100.0	297.4	174.2
32	21,854	(115.1)	28,873	(120.1)	46,176	(150.4)	22,552	(124.3)	25,213	(120.6)	103.5	309.0	210.1
33	23,323	(122.8)	31,499	(131.0)	52,941	(172.4)	25,360	(139.8)	27,351	(130.9)	103.0	312.0	227.9
34	24,234	(127.6)	32,540	(135.3)	60,316	(196.4)	26,652	(147.0)	28,641	(137.1)	104.1	316.1	238.7
35	26,525	(139.7)	37,195	(154.7)	70,177	(228.5)	27,999	(154.4)	31,773	(152.0)	107.9	328.1	264.8
36	31,234	(164.5)	46,845	(194.8)	83,900	(273.2)	32,276	(178.0)	38,169	(182.6)	113.6	345.5	318.1
37	35,567	(187.3)	53,045	(220.6)	108,333	(352.8)	38,301	(211.2)	44,671	(213.8)	122.1	368.0	372.3
38	41,247	(217.2)	59,468	(247.3)	134,444	(437.8)	45,487	(250.8)	51,756	(247.7)	130.5	397.2	431.3
39	45,630	(240.2)	73,028	(303.7)	148,235	(482.8)			61,746	(295.5)	136.8	401.9	514.6
40	55,227	(290.8)	78,701	(327.3)	177,895	(579.3)	59,981	(330.7)	68,023	(325.5)	146.6	429.1	566.9

公的援助を受けていると聞いている。昨年の夏に、日本で開催された国際大学協会総会の資料にも、各国の私立大学が社会的公教育の路線にのり、国家の財政的援助を受ける割合が多くなって、大学自治の現代的意味を再吟味する必要に迫られていることを述べている。

三

さて、同志社大学の経営状況をみると、その財政規模において年々相当の増大をしている。そしてこの増大傾向は、池田前首相が高度経済成長政策をとった昭和三十六年頃から著しい。すなわち、物価上昇と消費構造の變化による人件費、物件費の膨張による財政規模の拡大である。元来、消費経済ともいえる学校経営は、物価の安定している時代はやり易いが、物件費、人件費が急騰するときは非常に困難であるといふことができる。教育と研究という人を中心と

第5表 私立大学の入学初年度の学費(昭和41年度)

	文 科 系	理工科系
私大平均	152,359	219,116
同 志 社	128,500	166,800

して運営される学校経営体においては、人件費が六五パーセント前後という大きな比重を占めている。したがって、学校経営には合理化できる余地は極めて僅かであり、巨視的には私立大学の経営は膨張せざるを得ないし、他からの財政援助が無い限り、授業料は上昇せざるを得ない。私立大学授業料の最近十年間の推移をみると第四表のごとくである。

四

第四表は授業料のみの数字であるが、私立大学は授業料の外に、入学金、維持費、施設拡充費があるから、昭和四十一年度の私立大学の入学初年度の学費は第五表のごとくなっている。

さて、私立大学の学費は国立大学に比較して約一〇倍という高額にも拘らず、学生一人当りの経費としては五分の一以下であるため私学の研究と教育条件は国立に比較して十分でない。そして、私立大学は建設費等において学費で賄うことが出来ないために多額の借入金を抱えており、その額は一、〇〇〇億とも称されている。そして、私学の学費はその経営を賄うに十分でないにもかかわらず、国

立に比較して高額であるために、国民生活および学生生活に与えている影響は大きい。それは最近、国民生計費における教育費の比重が増大していることによって知ることが出来る。したがって、教育の機会均等、国民生活の上から私立大学の学生諸君が、授業料値上げに反対することは、その理由があるといえる。それとともに、公的援助がない限り、私学は教育と研究条件の整備、教職員の待遇改善を計らんとするならば、学費を値上げしなければならぬことも事実である。私立大学の学生諸君がわが国の教育と研究の改善を考えるならば、そのエネルギーを私学国庫助成の問題にもっと向けるべきであると考え。

(大学総務部長)